

## 提言書について（完成版）

豊岡市における障害者の一人暮らし支援についての提言

豊岡市における権利擁護のあるべき仕組みについての提言

# 豊岡市における障害者の一人暮らし支援についての提言

2026年3月 日

豊岡市障害者自立支援協議会

## 1 趣旨

障害者が一人暮らしを可能にするための、居住政策を提言する。

## 2 提言

- (1) 一人暮らし体験ができる場として公営住宅を活用
- (2) 民間賃貸住宅を活用する場合は利用者の経済的負担を軽減する措置を講じる
- (3) 上記の実現に向けて関係部署・機関を参集し、具体的に協議する場を設ける

一人暮らしの体験自体は、民間のウィークリーマンションのような場で可能であるが、主な収入が障害年金である人には、金銭的負担が大きすぎる。グループホームに籍を置きながら体験を可能とするためには、なるべく家賃負担が少ないことを考慮しながら、民間、市営・県営による住宅を検討する必要があると考える。虐待問題ケースがあった場合の一時的な避難場所としても活用できるような仕組みづくりが必要である。以下に記述する「おためしハウス」(仮称)においても、必要に応じて居宅介護サービス(ヘルパー)も利用できるとよい。

こうした豊岡市独自の仕組みができることで、グループホームが自立生活支援加算対象となる支援(利用者の希望に基づきアセスメントを行い、一人暮らしに向けた個別支援計画をたてる等)を積極的にを行い、グループホームから一人暮らしへの移行が進んでいく。ひいては、その流れが入所施設からグループホームへの地域移行を促進することにもなると考えられる。

## 3 提言に至った経過

### (1) 現状分析

豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会において、「一人暮らし支援プロジェクトチーム」を作り、現状分析をしてきた。グループホームから一人暮らしへ移る人はいるが、経済的にも心理的にもそのハードルは高く、決断には障壁がある。以下のような理由が考えられる。

ア グループホームでは、他の利用者はもちろん、常に生活支援員や世話人、事業所によっては夜間も職員がいる。環境が一人暮らし生活とは大きく異なるため、一人暮らしを始める際に、心理的に心細く不安を感じる。

イ グループホームである程度の生活スキルを身につけることはできるが、支援者が、利用者の失敗をすぐにフォローするばかりか、失敗しないように予防措置を講じる。利用者は失敗から学ぶ機会を奪われており、対処する力がついていないこともある。

ウ グループホームには家賃助成もあり、障害年金の範囲内で利用できることが多い。しかし、当然一人暮らしはそれ以上に経済的負担が大きい。しかも、一人暮らしで必要な費用、生活費のやりくりのシミュレーションをしにくい。

### (2) 「一人暮らしを体験できる場」の必要性

一人暮らしの体験ができる場「おためしハウス」(仮称)があれば、今よりずっと気軽に一人暮らしのイメージをしやすい。支援者にとっても、グループホームとは異なる環境で再アセスメントを行い、どのような支援が必要なのか見極められる。

### (3) 一人暮らしに対する当事者の方の思いとその状況(アンケート調査結果より)

2024年10～11月、市内における一人暮らしに向けた支援について現状と課題を把握するため、グループホーム職員や相談支援専門員を参集し意見交換を行った。また、参集者が関わっている障害者のなかで、一人暮らしを希望している、または一人暮らしの力があると見込んだ方にアンケート調査(資料1、資料2)を依頼した(配布数:55、回収数:55名、有効回答数:51名、回答者の属性:表1～6、7-1、8)。

#### ア 一人暮らしを希望する理由と現状

回答者の中で、実家で家族と生活しながらも一人暮らしを望む方が10人いた【表6】。その理由は「親が高齢のため自立したい(しなければならない)」「今より便利な所へ移りたい」等であった。家族同居であるためヘルパーサービスを利用しておらず、苦手な家事等は家族に担ってもらったり、高齢の親のためのヘルパーが入ったりしていた【表7-1、7-2】。グループホーム利用者の中で、一人暮らしを希望する理由は、「自立したい」(62.7%)が最も多く、「家族と離れたい(実家に戻るといふ選択肢ではない)」「便利な場所で暮らしたい」(各17.6%)

と続き、その他には「グループホームは友達がいる楽しいが自由になりたい」や「気を遣う、入浴の時間や順番がある」といった共同生活ゆえの意見もあった【表9】。

#### イ 一人暮らしに対するおもい

アンケートでは、①食事、②買い物、③洗濯、④掃除・片付け、⑤金銭管理、⑥1人で過ごすこと、の6項目について、不安の度合いと内容について聞いた【表10-1～10-6】。

多くの項目で、半数近くの人が「とても不安」「少し不安」と回答した。中でも⑤については過半数が不安を感じており、「やりくりが苦手」「家賃や公共料金を自分で支払えるか」等の思いを持っていた。⑥については、他の具体的な生活スキルに関する項目とは異なるが、「自分で色々やらなければならない」「確認や判断のサポートがほしい」「寂しい」「病気になったとき不安」「近所との関係」等、現実的にイメージされているからこそその不安が挙げられた。

#### ウ 一人暮らしの体験について【表11】

一人暮らしを体験できる場があれば利用したいか、という問いには、4割弱が「利用したい」と回答した。体験してみることで、不安を払拭でき、支援者とサービス利用などの対応策を検討し、一人暮らしへ踏み出す道筋が見えてくることに期待されていると考えられる。

### 4 提言に関する資料

- (1) 資料1 アンケート結果
- (2) 資料2 アンケート内容

# せいかつ部会 <一人暮らし支援プロジェクト> アンケート結果

資料 1

有効回答数：51

表 1 性別

	人数	%
男	35	68.6
女	16	31.4
合計	51	100.0

表 2 年齢

	GH	自宅	%
20代	7	1	15.7
30代	6	3	17.6
40代	14	0	27.5
50代	6	5	21.6
60代	4	0	7.8
70代	2	0	3.9
未記入	2	1	5.9
合計	41	10	100.0

表 5 収入源

(複数回答)

	人数	%
障害年金	29	56.9
うち基礎年金	(22)	43.1
うち厚生年金	(6)	11.8
うち詳細不明	(1)	2.0
生活保護	7	13.7
作業所工賃	27	52.9
就労収入	7	13.7
家族の援助	1	2.0
未記入	6	11.8

※障害年金の種類・等級は曖昧な回答も複数あったが、基礎年金2級と思われる方が22名と一番多い。

表 3 現住所

	人数	%
旧豊岡市	19	37.3
日高	3	5.9
出石	20	39.2
但東	4	7.8
城崎/竹野	0	0.0
未記入	5	9.8
合計	51	100.0

※出石にある2つのグループホーム在住者からの回答が4割を占めている

表 4 障害種別

	人数	%
身体	3	5.9
知的	18	35.3
精神	20	39.2
発達	4	7.8
難病	0	0.0
未記入	6	11.8
合計	51	100.0

※うち知的1名、精神2名が「発達障害」を併記

表 6 現在の住まい

	人数	%
グループホーム	41	80.4
自宅	10	19.6
合計	51	100.0

## 7 自宅に住んでおられる方について

表7-1 同居の家族

	人数
両親・きょうだい	5
両親	1
母	4
合計	10

表7-2 自宅で行っている家事 (複数回答)

	人数	%
部屋の掃除	6	60.0
トイレ掃除	3	30.0
風呂掃除	5	50.0
ゴミの分別	2	20.0
ゴミ出し	5	50.0
買物	4	40.0
食事の準備	4	40.0
食事のかたづけ	3	30.0
洗濯	3	30.0
生活費の管理	2	20.0
自分のこづかいの管理	6	60.0
薬の管理	4	40.0

※10名のうち、半数強が自室の掃除、風呂掃除、ゴミ出し、こづかい管理をされているが、他の家事等については同居家族が担っているところが多いと思われる。

## 8 グループホーム利用中の方について

表8 利用年数

	人数	%
1年未満	3	7.3
1～3年未満	12	29.3
3～5年未満	9	22.0
5～10年未満	7	17.1
10年以上	2	4.9
未記入	8	19.5
合計	41	100.0

**表9 一人暮らしを希望する理由** (複数回答)

	人数	%
家族と離れたたい	9	17.6
自立したい	32	62.7
便利な場所で暮らしたい	9	17.6
周りからの勧め	4	7.8
その他	9	17.6
未記入	7	13.7

※アンケート回答者51名を母数とした割合

グループホームだと気をつかう。  
GHはお風呂の時間とか順番がある。  
ゆっくりしたい。  
周りの人に色々言われたくない。  
GHは友達がいるけど、自由になりたい。  
GHの支援者から勧められるから  
今すぐは考えていない。 …など

## 10 一人暮らしに対する思い

**表10-1 食事のこと**

	人数	%
とても不安	13	25.5
少し不安	10	19.6
わからない	5	9.8
不安はない	23	45.1
未記入	0	0.0
合計	51	100.0

- ・料理ができない、3食作れるか不安、おかずが作れない
- ・毎回の食事づくりは難しい
- ・栄養のある食事を安くで食べられるか
- ・揚げ物、炒め物の音が怖い
- ・マイナス思考になるとご飯が食べられなくなる
- ・作る量がわからない
- ・食費、体重管理が難しい
- ・ご本人は調理できるといわれるが、実際にはごはんにしらすや卵をのせるのみ。
- ・作れるレパートリーが少なく、バランスのとれた料理が作れるようになりたい
- ・食事代があるか

**表10-2 買物のこと**

	人数	%
とても不安	8	15.7
少し不安	15	29.4
わからない	6	11.8
不安はない	22	43.1
未記入	0	0.0
合計	51	100.0

- ・お金を使いすぎてしまわないか
- ・お金の計算ができない
- ・食品の値上げ
- ・何を買ったらいいかわからない
- ・メニューの組み立て、メニューに応じた買物の仕方
- ・どの場所に売っているかわからない
- ・車がないため、大きな物やたくさん物が買えない
- ・運転ができず、移動手段がない
- ・バスの乗り降りが不安
- ・ヘルパー利用すれば可能かもしれないが…

表10-3 洗濯のこと

	人数	%
とても不安	5	9.8
少し不安	6	11.8
わからない	2	3.9
不安はない	38	74.5
未記入	0	0.0
合計	51	100.0

- ・洗濯機を買う余裕ない
- ・洗濯機の使い方がわからない
- ・洗ったもの、洗っていないものが混ざる
- ・たたむ作業が苦手
- ・洗濯は1週間～10日に1度しかしない

表10-4 掃除・片付けのこと

	人数	%
とても不安	6	11.8
少し不安	16	31.4
わからない	7	13.7
不安はない	22	43.1
未記入	0	0.0
合計	51	100.0

- ・掃除・片付けが面倒、苦手
- ・自発的に掃除することができない
- ・散らかしてしまうかも
- ・物をためこんで片付けられない
- ・雑巾を絞れない
- ・余裕がない
- ・特に台所の片付けが難しい
- ・衣替えができない
- ・体力面で心配
- ・今は母にしてもらっているが一人でまめにできるか不安

表10-5 金銭管理

	人数	%
とても不安	12	23.5
少し不安	16	31.4
わからない	4	7.8
不安はない	19	37.3
合計	51	100.0

- ・貯め方、使い方のバランスが上手くいかず、よく困る
- ・現金をあればあるだけ使っていしまう
- ・金銭管理が難しい
- ・誰かにしてもらいたい
- ・衝動買いしてしまうときがある
- ・お金のことがわからない
- ・社協に金銭管理をしてもらっている
- ・仕分けや枠組みを決める支援必要、小銭をだしにくい
- ・一人で家賃、公共料金の支払いができるか心配
- ・生活費管理
- ・仕事をし収入を得て生活ができるか
- ・お金がないことが不安、手続きは一人では難しい

表10-6 1人で過ごすこと・その他

	人数	%
とても不安	8	15.7
少し不安	12	23.5
わからない	8	15.7
不安はない	22	43.1
未記入	1	2.0
合計	51	100.0

- ・さみしい、一人がつらい
- ・人に電話したくなる
- ・空き時間の過ごし方がわからない
- ・マイナスになると考えすぎてしまう
- ・自分で色々しないといけない
- ・誰か来ないか不安、怖い
- ・周りの騒音、自分が静かにできるか
- ・近所づきあい、地域とのつながりができるか心配
- ・単独行動苦手、確認・判断のサポート体制がほしい
- ・サポートがあれば安心だが、一人での生活は少し不安
- ・病院や買い物についてきてくれるヘルパーがほしい
- ・家の設備が壊れた時にどうしたらいいか不安
- ・体調の管理、病気になった時が不安
- ・通院が不安

表11 一人暮らしの体験ができる場の利用希望について

	人数	%
利用したい	20	39.2
必要ない	14	27.5
わからない	16	31.4
未記入	1	2.0
合計	51	100.0

# アンケートのおねがい

豊岡市障害者自立支援協議会の「せいかつ部会」では、今後アパートや一軒家で一人暮らしをしたいと思っておられる方が、安心して新生活に移れるための仕組みを作りたくと考えています。これは、みなさんのニーズや希望に合った仕組みにするために、あなたの現在の状況や意見を聞かせるためのアンケートです。どうぞ協力くださいますよう、よろしくおねがいいたします。

## 1 あなたのことを教えてください。(当てはまるところに○をつけてください)

性別	男 女	現住所	旧豊岡市内 日高 出石 但東 城崎 竹野
年齢	歳	障害種別	身体 知的 精神 発達 難病
収入源	障害基礎年金 ( ) 級 就労収入	障害厚生年金 ( ) 級 作業所工賃 家族の援助	生活保護

## 2 現在暮らしておられるお住まいは以下のどれでしょうか？

- (ア) 自宅 (イ) グループホーム (ウ) その他 ( )

## 3 2で「自宅」または「その他」と答えられた方におたずねします。

(1) 現在、どなたと暮らしておられますか？当てはまるものすべてに○をつけてください。

- (ア) 祖父 (イ) 祖母 (ウ) 父 (エ) 母 (オ) きょうだい  
(カ) その他 ( ) ※自分をふくめて 人 家族

(2) 自宅であなたが普段されていることは何ですか？当てはまるものすべてに○をつけてください。

- (ア) 部屋の掃除 (イ) トイレ掃除 (ウ) 風呂掃除 (エ) ゴミの分別  
(オ) ゴミ出し (カ) 買物 (キ) 食事の準備 (ク) 食事のかたづけ  
(ケ) 洗濯 (コ) 生活費の管理 (サ) 自分のこづかいの管理 (シ) 薬の管理  
(ス) 支援者への連絡 (セ) その他 ( )

(3) 現在、あなた自身がヘルパー支援を利用されていますか？

利用していない

利用している → どのような支援を受けておられますか？

- (ア) 買物 (イ) 調理 (ウ) 掃除・かたづけ (エ) 入浴や排泄の介助  
(オ) その他 ( )

4 2で「グループホーム」と答えられた方におたずねします。

(1) グループホームを利用されて何年になりますか？ ( )年( )ヶ月

(2) さしつかえなければ、どちらのグループホームが教えてください。

グループホーム名 ( )

5 一人暮らしを考える理由を教えてください。

- (ア) 家族と離れたい (イ) 自立したい (ウ) 今より便利な場所で暮らしたい  
 (エ) 周りからの勧め(理由: )  
 (オ) その他( )

6 一人暮らしを考えた時に、以下のことについて不安や心配があるかおたずねします。

	とても不安	少し不安	わからない	不安はない	具体的に不安・心配なことをご記入ください
食事のこと	1	2	3	4	
買物のこと	1	2	3	4	
洗濯のこと	1	2	3	4	
掃除・片付け	1	2	3	4	
金銭管理	1	2	3	4	
1人で過ごすこと	1	2	3	4	
その他					

7 一人暮らしをする前に、一人暮らし体験ができる場(数日間～数週間)があれば利用したいですか？

- (ア) 利用したい (イ) 必要ない (ウ) わからない



ご協力  
ありがとうございます  
ございました

# 豊岡市における権利擁護のあるべき仕組みについての提言

2026年3月 日

豊岡市障害者自立支援協議会

## 1 趣旨

障害者分野における成年後見人等の権利擁護の課題と解決案を提言する。

## 2 提言

### (1) 豊岡市成年後見制度利用支援事業要綱の利用条件見直し

同制度の現行の利用条件に、「中核機関で行われる豊岡市成年後見制度利用支援事業の利用決定会議において、適切であると判断された者」を加える。そうすることで虐待の予防や防止が様々な専門家のコンセンサスに基づいて行われる。

(参考:現行の利用条件)

- ・配偶者又は2親等以内の親族と音信不通の状況等にある者
- ・配偶者又は2親等以内の親族から虐待を受けている事実がある者

### (2) 豊岡市成年後見制度利用支援事業要綱から後見人の報酬助成制度の分離と設立

### (3) 中核機関の機能

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画をふまえて、豊岡市においては、権利擁護関係の制度に関する啓発、コーディネート、意思決定支援会議の招集、利用決定会議の設置という機能を中核機関に求める。

## 3 提言に至った経過

### (1) 既存の社会資源の活用のしにくさ

2024年度の豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会では、成年後見人制度の課題の把握のために、豊岡市地域包括支援センター、後見人にインタビュー調査をした。高齢者分野においては虐待事案がみられるものの、障害者分野では、それが顕在化していないこと、その結果、成年後見制度利用支援事業が使われにくいことが明らかになった。また、後見人への過剰な期待、報酬が少ない、後見人の不足、医療同意など後見人ができないことも判明した。

2025年度からは、成年後見制度が使える場面、社会資源を把握するために、市内の相談支援専門員にアンケート調査を行った(資料1)。30人に配布し、得られた回答数は30だった。「金銭管理や申請」「契約行為」に困っていることが多く、85%以上が「後見人が必要と思ったことや言われたことがある」と答えた。その内の約82%が「検討を行った」ものの、検討を行った内の約73%が「後見人の手続きをしなかった」と回答した。理由は「本人や家族からの同意が得られなかった」「金銭面で難しかった」「問題が解決すると思えなかった」だった。無回答を除くと、すべての方が、成年後見制度に関する研修があれば参加したいとのことだった。これら以外にも研修等から、司法機関に属する後見人の業務の中心は、財産管理であり、障害者の所作や行動は福祉領域の問題として捉えられていた。

アンケート調査における困難事例を基に、豊岡市内における社会資源や制度の利用可能性を検討し、金銭面、医療同意、身元保証に関するフローチャート(資料2・3)を作成した。

### (2) 既存の社会資源が対応できない

現在の社会資源では対応できないことがわかった。高齢者の豊岡市成年後見制度利用支援事業に関する市長申し立てが進んでいる理由として、要綱にある(1) 配偶者又は2親等以内の親族と音信不通の状況等にある者 (2) 配偶者又は2親等以内の親族から虐待を受けている事実がある者という項目に該当していることが多いことがわかった。しかし、障害福祉サービスは、虐待を予防、防止する観点で動いており、虐待を防いでしまった結果、同制度が利用できなくなっていることがわかった。

また、豊岡市では、市町村申立て対象者の後見人にしか報酬助成が行われていない。厚生労働省の調査によると(表1、表2)、成年後見制度の申立費用及び報酬助成に関して、障害者についての助成制度があると答えた1,702の自治体のうち、助成対象の申立て人が市町村申立てであった場合は1,695件、本人申立てであった場合が1,233件、親族申立てであった場合が1,207件、その他(法廷後見人等による申立て)であった場合が948件と、多くの場合で市町

村申立て以外も助成対象としていたことが分かった。

(表1) 障害者についての助成制度の有無

	件数	割合%
申立費用助成＋報酬助成あり	1,645	94.5
申立費用助成のみ	7	0.4
報酬助成のみ	50	2.9
いずれもない	39	2.2
合計	1,741	100.0

(表2) 助成対象の申立人(複数回答)

	件数	割合%
市町村長申立て	1,695	99.6
本人申立て	1,233	72.4
親族申立て	1,207	70.9
その他(法定後見人等による申立て)	948	55.7

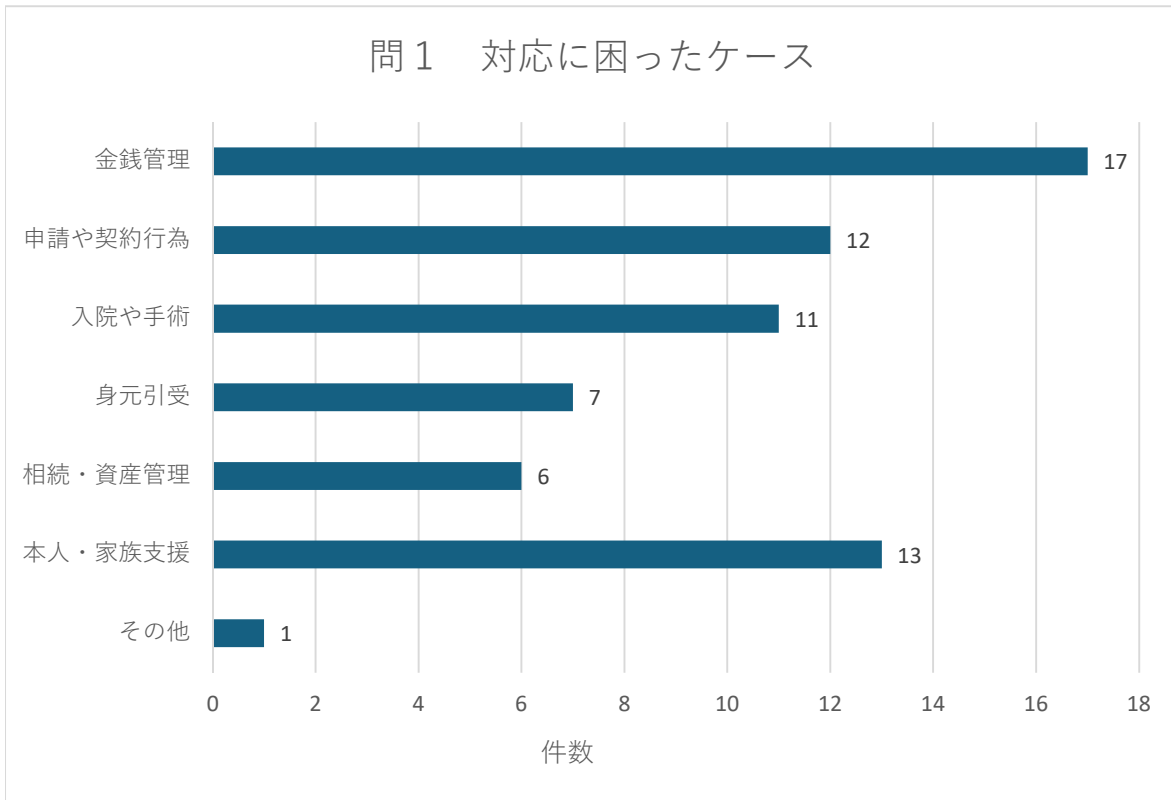
(出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/000973040.pdf> (厚生労働省 令和6年度 成年後見制度利用促

進施策に係る取組状況調査結果(詳細版)令和7年1月、p18-19、2025年9月26日)

#### 4 提言に関する資料

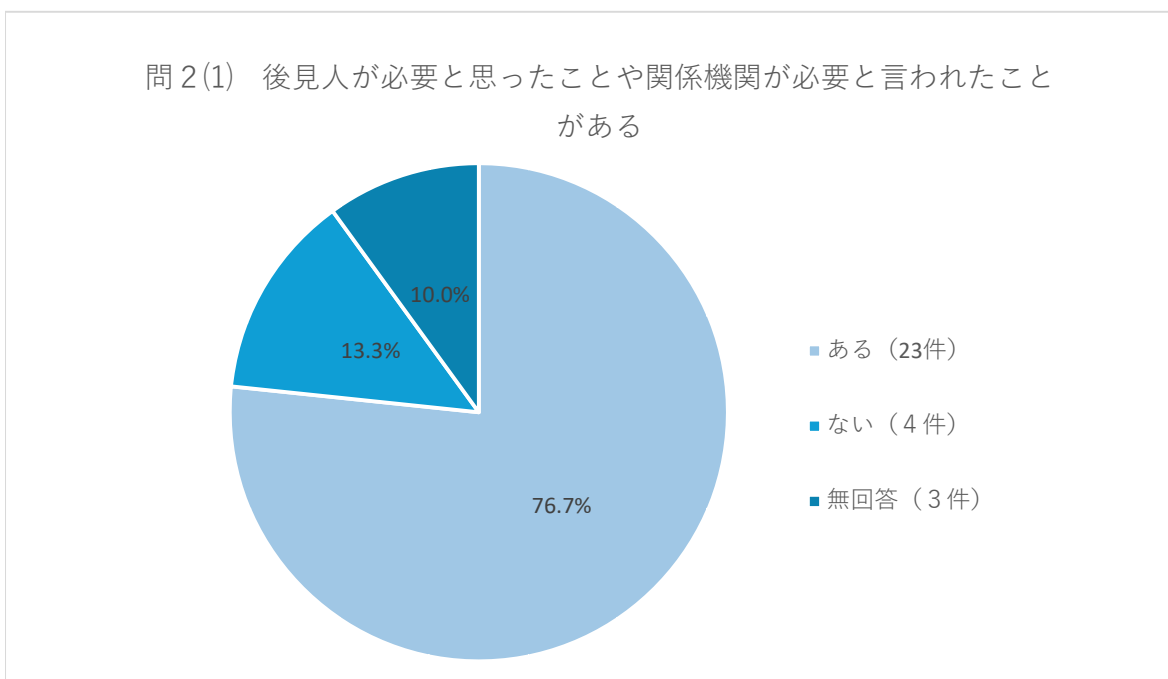
- (1) 資料1 アンケート結果
- (2) 資料2 作成したフローチャート
- (3) 資料3 豊岡市で使える権利擁護等に係る制度比較表

## アンケート結果

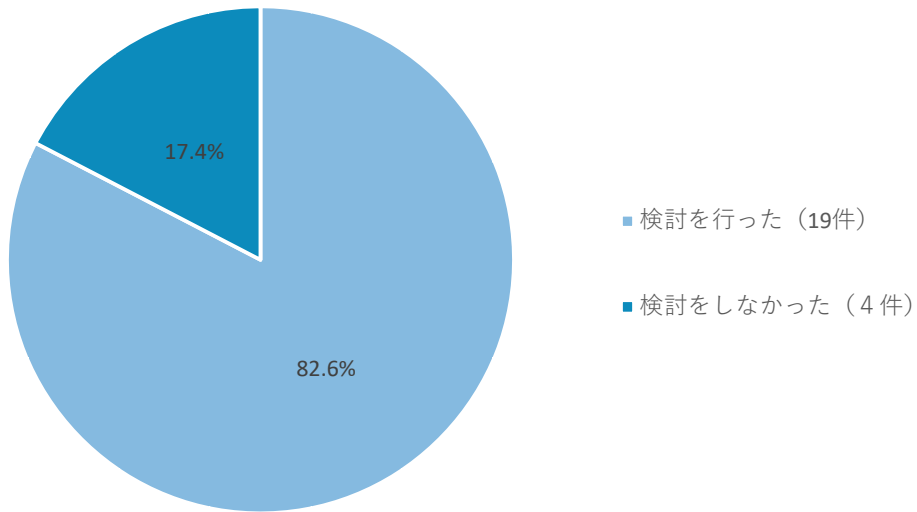


### 【その他】

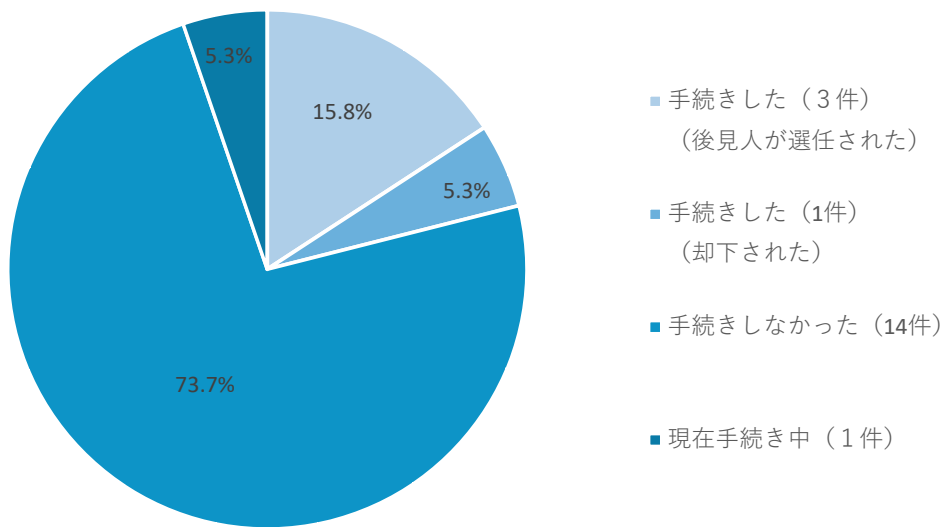
- ・実家（古い家屋）の解体とその費用、生保申請



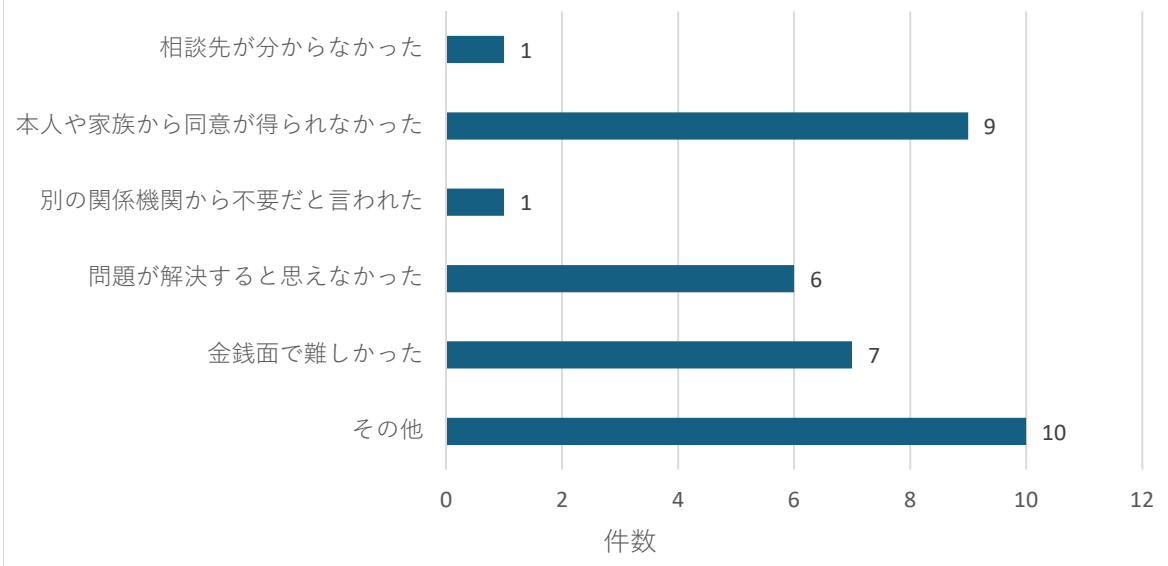
問2(2) 「ある」場合、成年後見人について検討したか



問2(3) 検討の結果、成年後見人の手続きをしたか



#### 問2(4) 検討・手続きしなかった



#### 【その他】

不足が大きいながらも親族のサポートが得られているため

身元引受以外は相談員が同行などの支援を行うことで自身が申請などは行えたため

母が手続きをしようとしたが、対象外と言われた

本人や家族から同意が得られないのが目に見えているから

余命が限られていた

成年後見をつけると、日常生活自立支援事業の契約が解約されると言われたため

辛うじて協力してくれる親族、家族がいる、いた。

親族申立てを検討しているが、その他の課題が蓄積しており、申請までたどりつけない。

関係を構築している最中なので、つたえていない

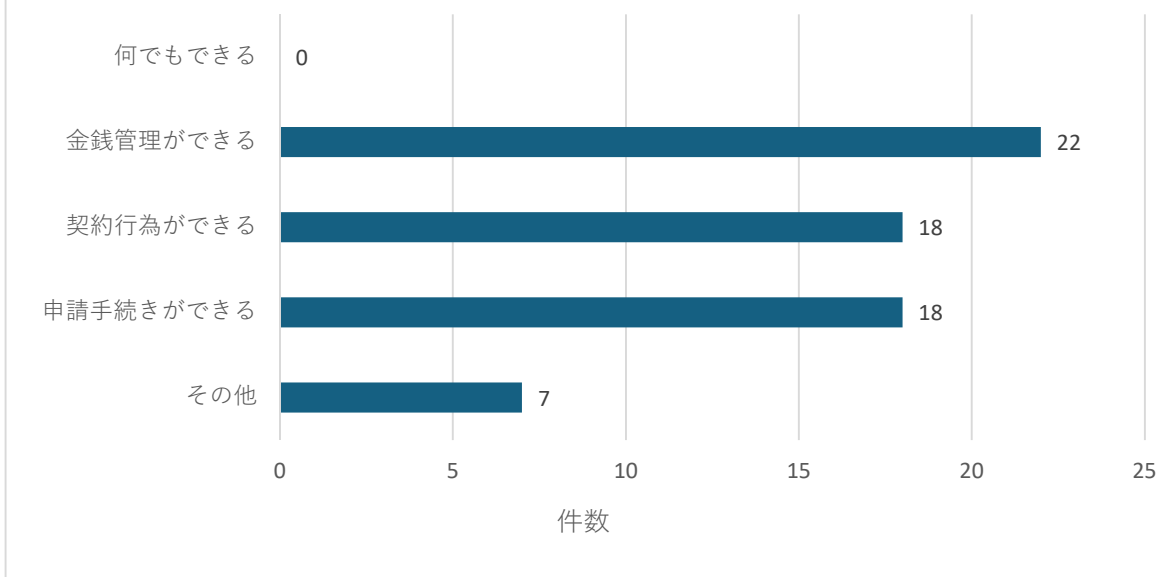
入院や手術は解決しないと考えている。また、後見人がついていなくても何とか生活は

できており緊急性はないため、支援の大変さから後回しになっている。また後見人が決

まれば、金銭管理は基本的には後見人に依頼することになると思うが、お金に関して事

細かな支援が必要な本人の支援は、後見人には難しいと思っている。

問3 成年後見人制度の活用でどのようなことができると思うか



【その他】

人間らしい生活ができる

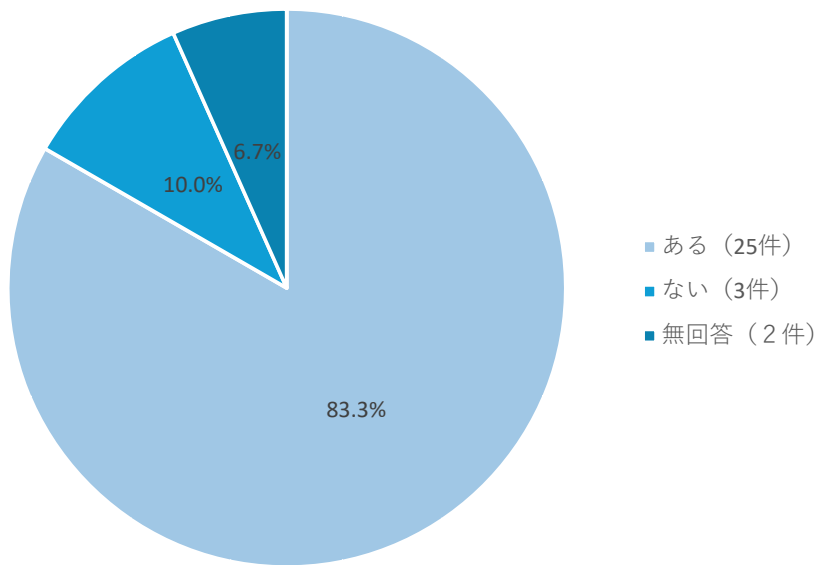
契約の取り消し

支援における役割分担を明確化できる

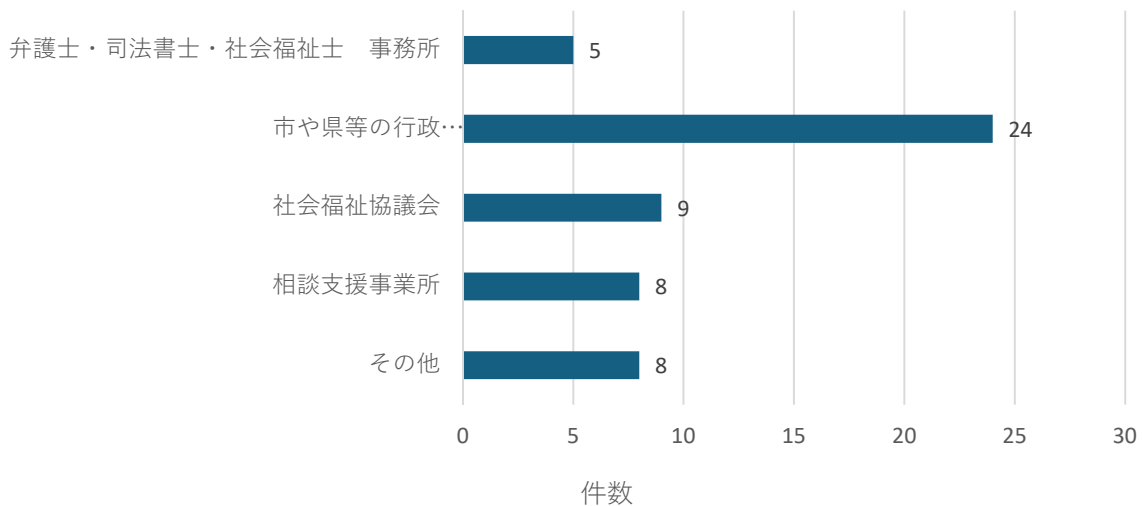
入院手続き

本人にとって必要な判断を行ってもらえる場面がある。本人も、成年後見人が判断したことには納得ができる。支援関係では、権限・責任がない。

問4 支援に困ったとき、相談できる機関があるか



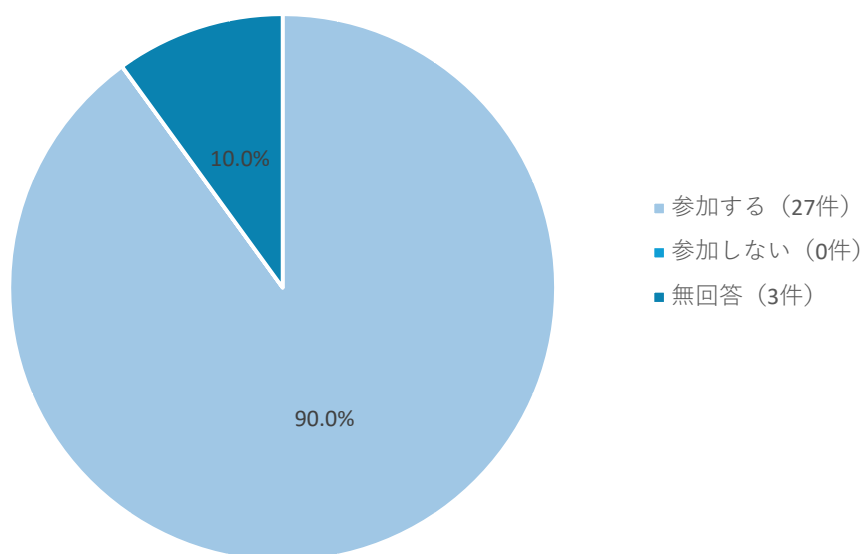
問5 相談できる機関がある場合の機関



【その他】

- 利用者が利用している事業所
- 地域包括支援センター
- 知り合いの後見人
- 同僚

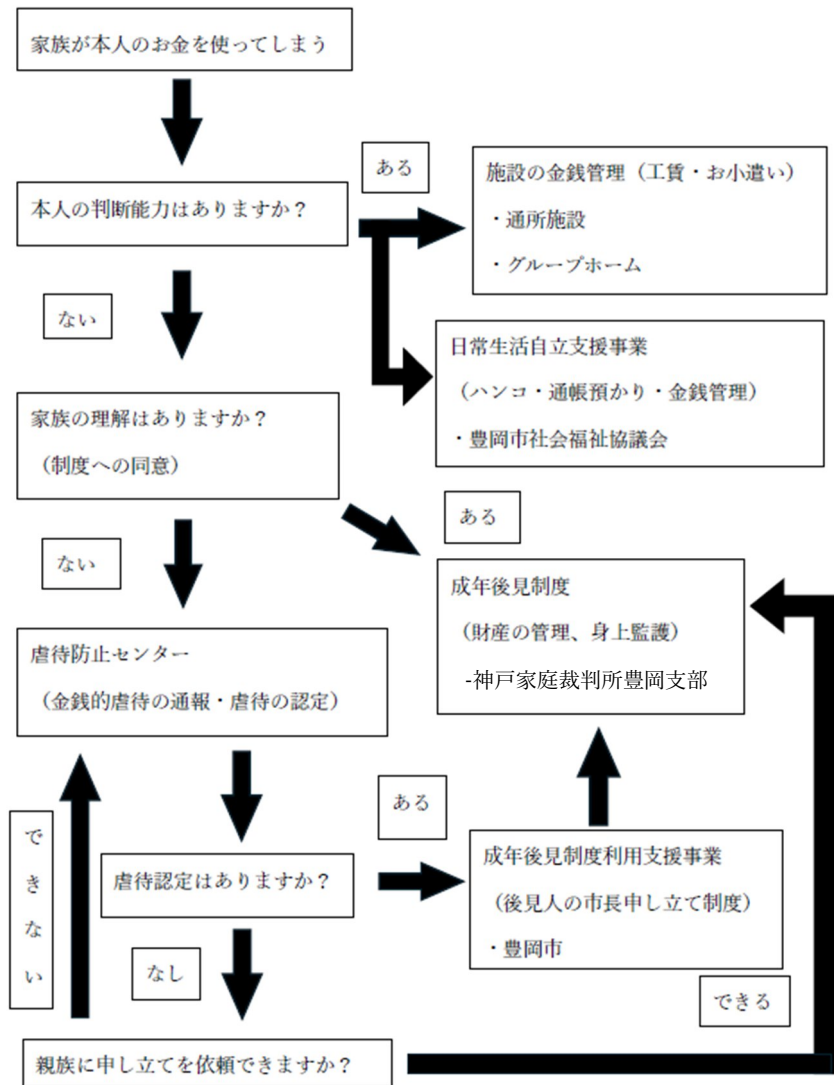
問6 後見人制度の研修会があれば参加したいか



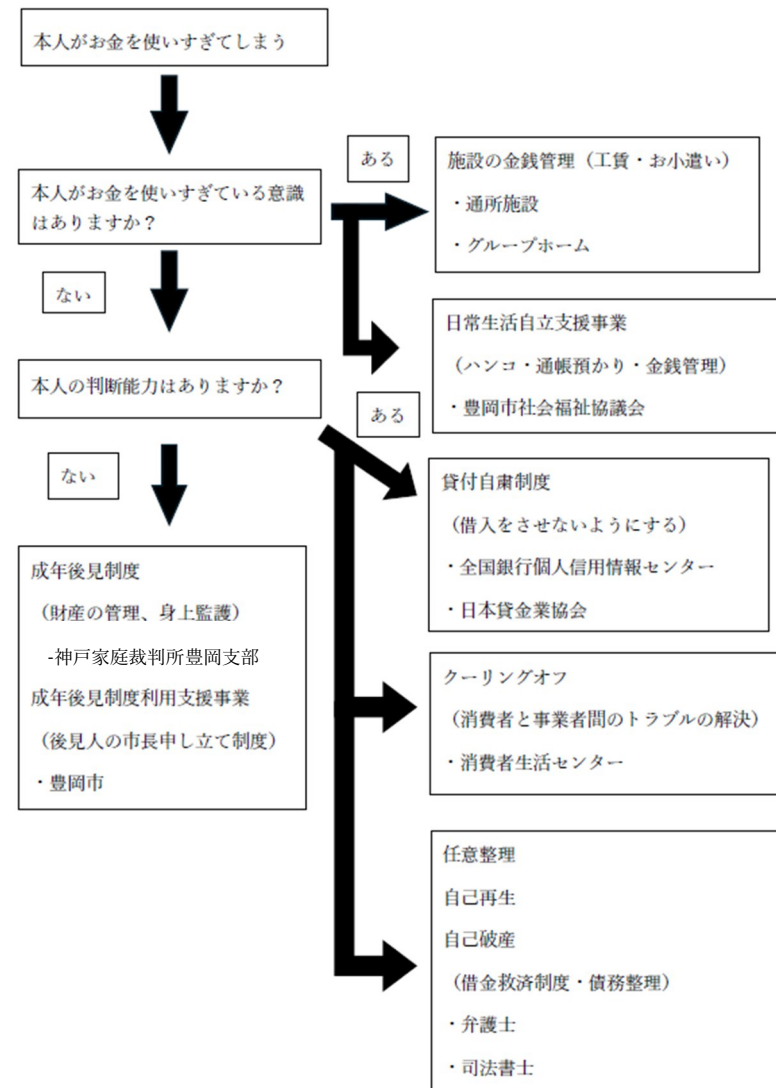
# 作成したフローチャート

資料 2

## 金銭面(家族がお金をつかってしまう) フローチャート

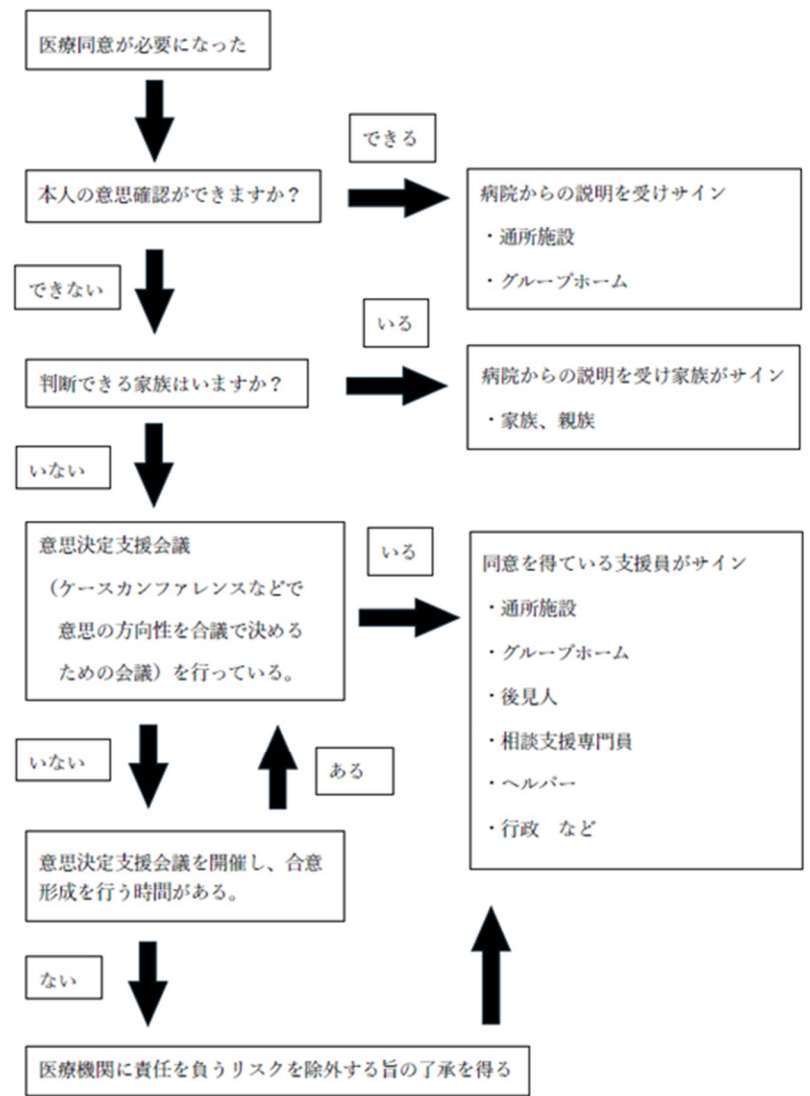


## 金銭面(本人がお金をつかってしまう) フローチャート

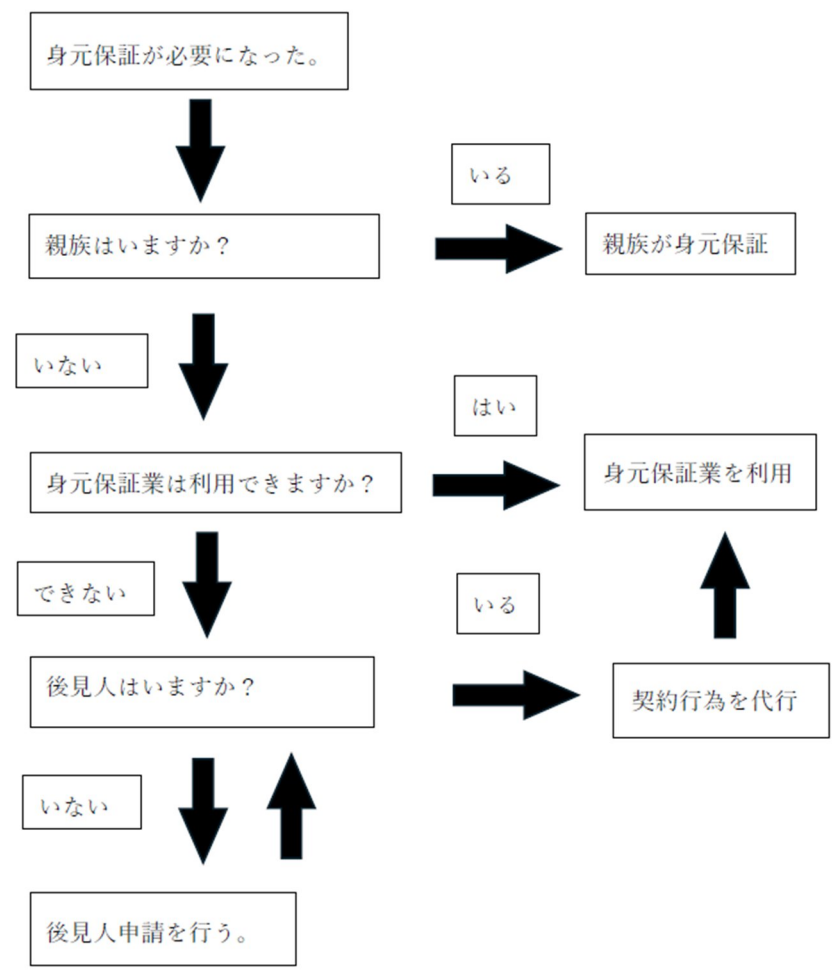


# 作成したフローチャート

## 医療同意フローチャート



## 身元保証フローチャート





知っていれば役に立つかも！？

# 権利擁護等制度一覧表(簡易版)

資料 3

※詳しくは各専門機関にお問合せ下さい

202507豊岡市障害者自立支援協議会 せいかつ部会

制 度	生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援事業)	日常生活自立支援事業	任 意 後 見	成 年 後 見	財産管理委任契約	家 族 信 託	死 後 事 務 委 任	豊岡市社協無料法律相談	保 証 業
内 容	支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う	判断能力に不安がある人が、自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助を行う。 預金の払い戻しや解約、預入等の日常生活費の管理(代理権を付けた場合)	本人の判断能力があるうちに、自身で選んだ人に任意後見契約を行う。判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任後、効力が生じる	本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度。判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度がある	身体上の不調などの理由から自分の財産を自己管理できなくなった場合に備えて、保有する不動産や預貯金などの管理・処分を信頼できる家族に託すことができる「財産管理の方法」	自分の老後に介護が必要になったとき、認知症になったときに備えて、保有する不動産や預貯金などの管理・処分を信頼できる家族に託すことができる「財産管理の方法」	自身の死後の事務を委任する契約 遺言を作成し、葬儀、死亡届などの行政手続き、賃貸不動産の契約解除や明け渡し手続き等の生活に関することなど	毎月第2火曜日実施 ボランティアによる内容の聞き取り後、弁護士に無料相談できる(要申込)	入院時や転居・施設入所時の身元保証人になるなど、医療同意、警察などの身元引受、葬送支援など
支援する人	豊岡市社会福祉協議会 よりそい	豊岡市社会福祉協議会 地域福祉課	任意後見受任者	成年後見人等	司法書士等	家族(契約に関しては、 弁護士に相談が多い)	弁護士・司法書士	当番弁護士	身元保証業者
メリット	生活困窮の立場にある人が、今後の生活の立て直しに向けて、相談員と一緒に考えることができる。また、必要に応じて自立支援計画を作成することができる	・日常的な福祉サービスの情報の提供を受けられる。また、利用手続き、支払い、苦情手続きができる。 ・日常的な金銭管理サービスが受けられる ・書類(預貯金通帳、年金証書、銀行印等が預けられる)	・後見の内容を契約で決めておける(財産管理委任契約[任意代理契約]) ・任意後見契約の締結時に、財産管理や身上監護などの依頼内容を、本人の意思や希望に従って具体的に決めておくことができる)	・詐欺や不要な契約の防止につながる ・預貯金の管理ができ、使い込みも防げる ・介護施設との契約ができる ・不動産の処分ができる ・相続手続きを進めることができる ・保険金の受け取りができる	・判断能力があっても、不十分でも利用できる ・不動産管理に関しても委任できる ・開始時期や内容を自由に決められる ・判断能力が減退しても契約は終了しない	・自身が信頼できる相手に財産管理を任せられる ・管理可能な財産の範囲が信託財産のみと限られている ・任意後見より自由度が高い ・身上監護の権限がない	・自身の死後の処理について事前に希望が伝えられる	・無料なので、気軽に相談できる	・様々な場面で身元保証ができる ・死後事務委任も含めた葬送支援もできる ・身寄りがない人でも利用できる
デメリット	本人が“生活を立て直したい”という思いがないと、支援に繋がりにくい	・一定の判断能力が必要 ・代理権を付けなければ、本人しか引き出し等ができない ・利用者の判断能力に応じたサービス内容の調整が難しい場合がある。 ・ネットの買い物は管理できない	・死後の事務処理はできない ・契約に記載のないことはできない ・取消権がない(本人が独断で行った法律行為を取り消すことができない)	・成年後見人に報酬を払う必要がある ・手続きに手間がかかる ・財産を親族の思うように使えるわけではない ・親族間でトラブルになるケースがある ・財産を運用・処分しづらくなる	・第三者機関を経由せず契約締結ができるため、公的監督者がいない ・一定の法律行為に関しては、代行できないケースがある ・成年後見で認められている取消権はない ・金融機関によってはできない場合もある	・公正証書を作成する場合や不動産登記が必要な場合には、別途そのための費用が発生 ・身上監護(生活、介護、医療の契約行為)の機能がない	・遺言書の作成が必要(葬儀や納骨先など決めておく必要あり) ・多額の費用がかかる場合がある	・申込が必要(申込日は豊岡市社協広報誌で要確認) ・相談時間が決まっている	・多額の費用がかかる場合がある ・本人が契約できる必要がある ・業者が少ない
備考	豊岡市では、生活困窮者自立支援制度の中にある、就労準備支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業は行っていない。一時生活支援事業は豊岡市が他市の団体に委託している			※「補助」「保佐」「後見」により、出来る範囲がきまっている					